

令和7年度 国府小学校いじめ防止基本方針

国府小は「たくましくやりぬく力」をそだてる学校です。

子どもたちの笑顔があふれ、
「学校が楽しい」と感じる児童
100%を目指します！
あなたとともに あなたと笑顔



高山市立国府小学校

国府小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 1 日策定

はじめに

高山市では、平成 18 年 1 月 20 日に児童代表や生徒会が中心となって「ストップ！いじめ宣言」が採択され、学校としても児童（生徒）の内発的喚起を促しながらいじめ問題に立ち向かってきた経緯がある。本校の児童（生徒）および学校職員、地域の方々においてもいじめ撲滅への願いは強く、「いじめは絶対に許さない」と捉えつつも「いつ、誰にでも起こり得ること」として広い視野でいじめと向き合い、いじめから逃げずに日々の教育活動を行っている。国府小では、平成 25 年 12 月に、児童会が中心となって話し合いを進め、第 1 回「国府小ストップいじめ宣言」を採択し、平成 28 年 12 月にも第 2 回「国府小ストップいじめ宣言」を採択した。平成 30 年には「国府小ストップいじめ宣言」の文言の見直しを行い、「ひびきあい活動」として毎日の朝の会で朗読を行っている。

ここに定める「国府小学校いじめ防止基本方針」は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第 13 条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1. いじめの問題に対する基本的な考え方

（１）この方針におけるいじめの定義は下記の通りとする。

法：第 2 条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校等に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない。」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る。」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい。」

（３）学校としての構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・児童の心理面の発達だけでなく、学習面（興味・関心、学習意欲等）や社会面（人間関係、集団への適応）、健康面（生活習慣、メンタルヘルス等）の発達を促す。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識や、「なぜ、いじめはいけないのか。」を伝え続けるなど、教育活動全体を通じて、どの子にも徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、どの子も大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。

- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。
- ・子どもたちの様子で気になっても「相談しにくい。」と保護者が思っては防止には繋がらない。従って「何かあったら学校へ」と保護者の方々が思ってくださいような、今まで以上の開放された雰囲気作りを、教職員で行っていく。
- ・「他人を思いやるころ」を大切に、子どもたちも、教職員も「笑顔」があふれる毎日を過ごせるようにしていく。

■ 2. いじめの未然防止のための取組 (自己有用感を高める取組)

(1) 魅力ある学級・学校づくり(規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等)

- ・全ての児童が大切な学校の一員であり、どの子も仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所があるよ。学校って楽しいよ。」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。
- ・日頃から児童が教職員に悩みを打ち明けられるような信頼関係を構築することに努め、「マイサポーター制度」を取り入れながら、児童が気軽に大人に相談できる体制を整える。

(2) 「わかる・できる授業」の推進

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「わかった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実させる。
- ・「わからない」「できない」と声を出す児童を大切にする。また、本当は言いたいと言えない児童を見逃さず、寄り添っていく。
- ・授業場面において、挙手している児童への指名のみならず、挙手がない児童への意図的指名を通して広くその思考を捉えながら授業を進める。
- ・学習グループによる活動においては、どの子にもねらいとする活動が保障されるよう留意する。

(3) 生命や人権を大切にする指導(豊かな心の育成)

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然の触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実させる。
- ・教育活動全体を通じて、どの子にも命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道德教育を推進する。
- ・障がいのある人への理解や医療従事者、性的少数者、在日外国人等への偏見や差別を許さないといった、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「自己啓発力」「行動力」「問題解決力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- ・呼び捨てをすることなく、一人ひとりを大切な存在として尊重する。子ども同士だけでなく、教職員も子どもたちと共に行う。

(4) 全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点に留意した指導を充実させる。
 - ① 自己存在感の感受
 - ② 共感的な人間関係の育成
 - ③ 自己決定の場の提供
 - ④ 安全・安心な風土の醸成

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実させる。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、児童会が計画・運営する児童間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を推進する。

(6) 郷土教育の充実

- ・地域の方との交流や地域への貢献活動等を積極的に位置づけ、地域の方との心のふれあいを大切にし、達成感や貢献感を味わえるようにする。

(7) 年間指導計画（いじめ防止プログラム）に基づいた未然防止対策の推進

- ・職員研修等を複数回位置づけ、いじめの未然防止に向けて計画的に取り組み、早期発見・早期対応についての取組を明らかにする。
- ・年間を通じ、児童や保護者に対し、自校の「学校いじめ防止基本方針」について説明することや、教職員が断固たる決意でいじめ問題に取り組んでいくことを示す。

(8) 幼保、中学校との引継ぎ

- ・幼稚園や保育園での情報については、サポートブック等を活用したり、小学校教員と幼保の指導者の間で引き継ぎ会を開催したりして、気になる情報等を引き継ぎ、就学児の支援につなげる。
- ・小学校での情報については、個別の支援計画、指導計画等を活用しながら、小学校教員と中学校教員が面談を実施し、確実に引き継ぐ。いじめ事案についても、引継ぎを実施し、中学校での様子を見届ける。

(9) 学校運営協議会との連携

- ・国府町学校運営協議会において、学校のいじめの未然防止における取組や課題等を共有し、学校と地域が連携していじめの未然防止に努める意識を高める。

3. いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけやチェックシートの活用、生徒指導連携委員会の開催、心のアンケートやハイパーQ Uの実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的・客観的に分析し、対応に生かす。

- ・年間2回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」（「4 いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照）で学校の状況等を確認し、対策を検討する。

学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

（２）教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容しながら教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時には、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。
- ・「マイサポーター制度」を充実させ、サポーターと連携することで、いつでも気軽に相談できる環境づくりを進める。

（３）教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

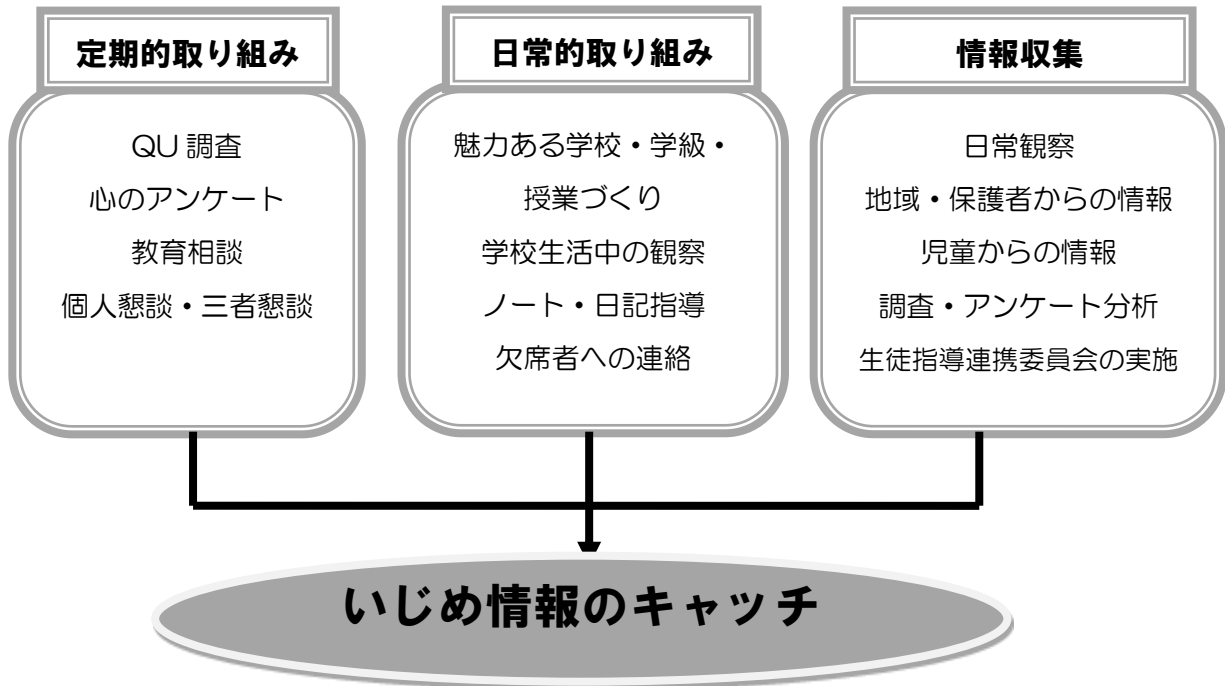
（４）保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれることがないよう、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

（５）関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から市教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会委員、保護者代表等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るよう努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

【早期発見までのフローチャート】



4. いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

〈いじめ未然防止・対策委員会 構成メンバー〉

学校職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、関係学年主任・担任

学校職員以外：PTA 会長、学校運営協議会委員、子ども相談センター職員、スクールカウンセラー等

※スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、民生児童委員、人権擁護委員 等

- ・「学校運営協議会」においてもいじめについての情報提供や話題作りを積極的に行い、地域全体としてもいじめに対して前向きに取り組む姿勢を促す。

5. いじめに対する対応

(1) いじめに対する対応

- ・いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、適切な対応を図る。そして、いじめに関する情報を適切に収集する。

（２）組織での対応の流れ

【組織対応】

- ・４月に「生徒指導連携委員会」及び「職員会」で方針を確認しておく。問題発生時の事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にし、組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

■いじめ把握

- ・いじめの兆候を把握したら、特定の教職員で抱え込まず、速やかに情報共有し、組織的にかつ正確に事実確認を行う。担任や職員は必ず主任（学年主任、生徒指導主事）に連絡し、主任から教頭、校長へと伝える。

■現場に即対応

- ・いじめの現場に即対応する時は、複数の職員で向かい、いじめをくい止める、周辺にいる児童を指導する、状況によっては関係外部機関に即連絡を入れるなどの役割を分担しながら対応し、児童の安全を確保する。

■事実の確認

- ・事実の確認にあたっては、いじめられた児童、いじめた児童の言い分を十分に聴くこと。いじめられた児童の主観のみで事実を確認するのではなく、周辺の状況等を客観的に確認する。また、児童への聞き取りは、複数の職員で即日対応することとする。

■事実の共有

- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し関係者で共有する。そして迅速に見守りなどの対応をする。

■報告と連携

- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・必要に応じて個人情報に配慮した上で、PTA会長や学校運営協議会長に、いじめの内容や学校の対応について報告し、連携して対応する。
- ・すべてを学校だけで対応しようとするのではなくて、状況に応じて医療やカウンセリング等の専門機関とも連携して進める。

■いじめを受けた児童への指導（いじめ被害者）

- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。また、その後の本人の様子や心理状態をケアするため、すべての教職員が目配り、特にいじめた児童や周辺で見ていた児童も含め、被害児童との関わり方によく注意する。

■いじめた児童への指導（いじめ加害者）

- ・いじめた児童に対しては、保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。何がいけなかったのかを気付かせながら、いじめた児童の心にも寄り添い、気持ちを十分に聴く。家庭訪問をする、学校にきてもらい指導をする場合など、必ず複数の職員であたるようにする。
- ・いじめた児童の反省がみられず、登校させては他の児童の学校生活に大きく支障をきたす場合、市教育委員会の指示を受けて出席停止の措置をとる。その場合、いじめた児童の心に寄り添う指導と学習支援を行う。

■全体（学級）への指導

- ・いじめの関与に関わらず、誰もが安心して過ごせるよう所属集団への理解や協力を求める。
- ・自他に関わらず、心配なことや困ったこと、気付いたことがあればいつでも担任やあらゆる先生が話を聞くことを日頃から伝え、安心して過ごせる環境づくり（いじめを許さない）に

全員で取り組む風紀を育み、問題行動への抑止力が働くようにする。

【大まかな対応の順序】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の正確な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童生徒及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子ども相談センター、PTA会長、学校運営協議会長、医療、スクールカウンセラー等との連携）
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

（３）対応のための情報収集

- ・組織による対応の初動としては、適切な情報収集が欠かせない。下記のようないじめに関する把握すべき情報例をもとに情報収集を行っていく。

【いじめに関する把握すべき情報例】

- ① 誰が誰をいじめていたのか（加害者と被害者の確認）
- ② いつ、どこで起きたのか（時間と場所の確認）
- ③ どのような内容のいじめか、どのような被害を受けたのか（内容）
- ④ いじめのきっかけは何か（背景と原因）
- ⑤ いつ頃から、どのくらい続いているか（回数や期間）

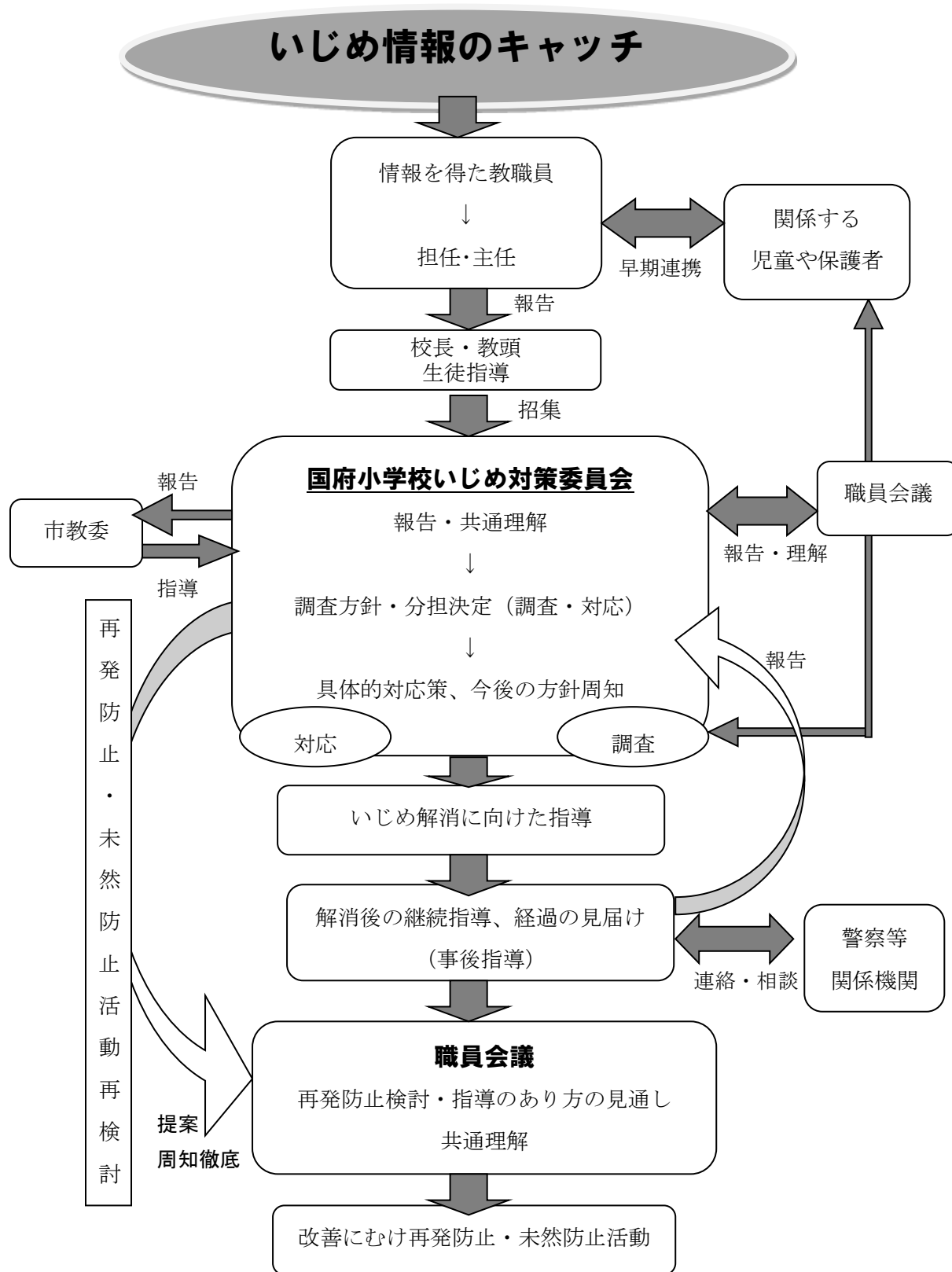
（４）「暴力を伴わないいじめ」と「暴力を伴ういじめ」

- ・「暴力を伴わないいじめ」は、ちょっとした意地悪や嫌がらせから始まることが少なくないため、いつ、誰が、誰に対して行っても不思議ではない。よって、心のアンケート等の調査に依存しては発見、対応が遅れてしまうことが当然起こるため、教員が普段から児童の態度や表情から感じ取る必要がある。日記等を活用しつつ、教員間の連携を密に取りながら判断していく必要がある。
- ・「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合は、速やかに止めることを最優先する。一人で制止できそうになれば、他の教職員の応援を求める。このとき、児童が遊びやふざけと言っても、その場ではいじめかどうかの判断が難しいため、必ず主任や担任に報告して、組織的な対応を図る。

（５）いじめの解消

- ① いじめに係る行為が止んでいること。（少なくとも３ヶ月を目安）
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（本人及び保護者に面談等で確認）
- ③ 様子の観察・被害児童への聞き取り等、見届けを継続する。

【対応のフローチャート】



6. 重大事態への対処等

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 「犯罪」といえる「重大な事態」

様々ないじめの態様について、その全てを“ただのいじめ”という言葉で容認してはいけない。「児童生徒の生命身体の安全が脅かされるような重大な事態」である「犯罪性」をもつ行為を「重大な事態」として認知する必要がある。よって、学校が「犯罪性」をもつ行為を仮に認知しながら“ただのいじめ”として対応したとすれば、それは明らかな犯罪の「隠滅」行為であり、法的責任が追及される。

(3) 重大事態への対処

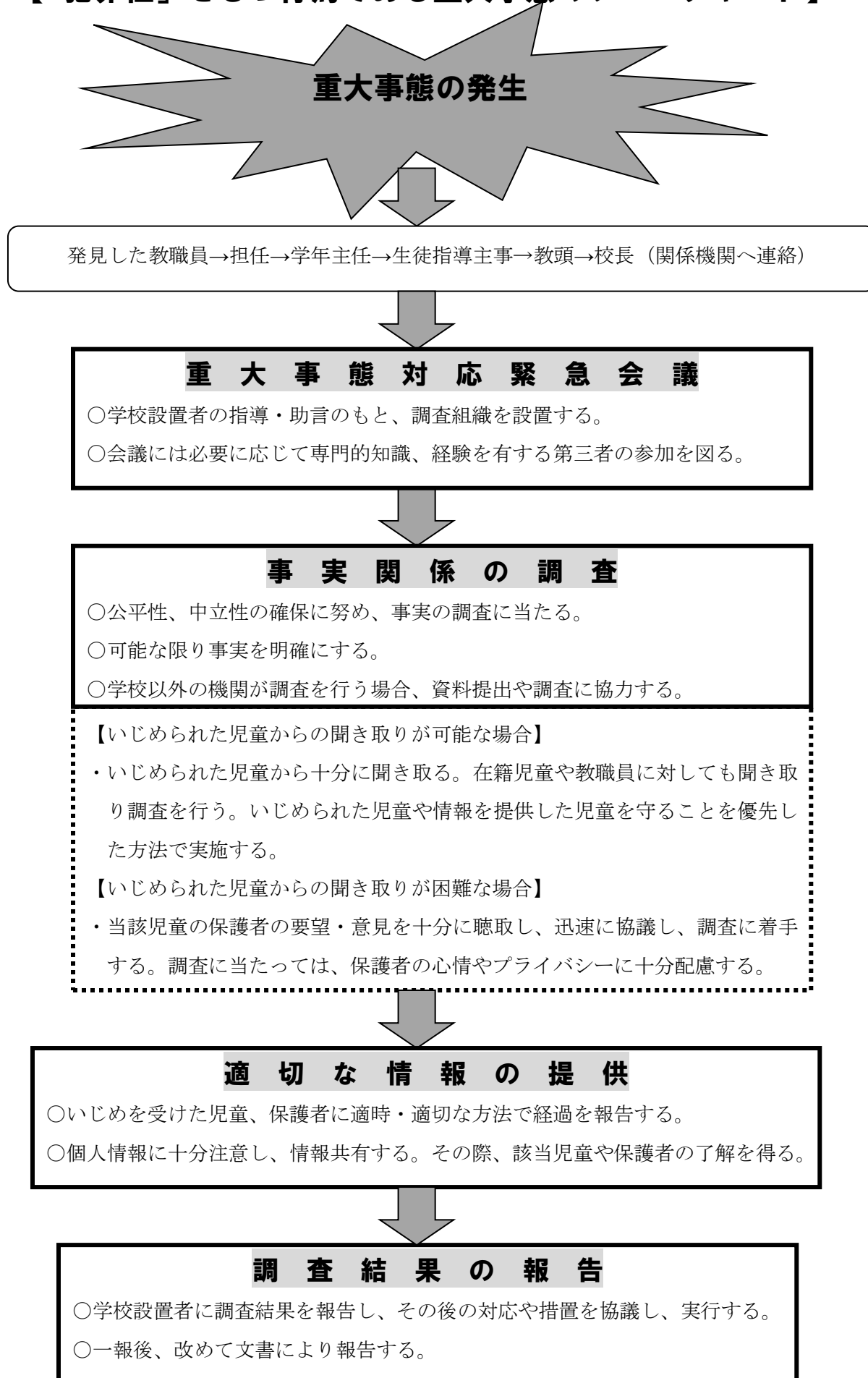
〔主な対応〕

- ・学校は、いじめの重大事態が発生したと判断した場合、または、いじめの重大事態につながる恐れがあると判断した場合は、教育委員会を通じて市長に報告するとともに、高山市児童生徒等の重大事態調査委員会や教育委員会等と連携し、事案の調査・検証を行う。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、市教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ・長期欠席等を余儀なくされている児童に対しては、必要に応じて、スクールカウンセラーをはじめとする外部機関と連携をとりつつ、心身の安定を図るとともに、学習面に対する補償を実施し、不安の払拭に努める。
- ・児童の進学先においては、卒業をもっていじめの重大事態の解決とせず、継続して見守ることが重要である。進学先にもいじめ事案について、確実な引継ぎを実施し、小学校から中学校へと一貫した連携が図られるよう情報を確実に伝える。

(4) 関係機関との連携

- ・いじめが「殴る」「蹴る」「盗む」「強制する」「恐喝する」「侮辱する」「監禁する」「強姦する」「器物破損する」「名誉毀損する」「自殺を教唆する」等の刑法に抵触する行為である場合は、高山警察署へ直ちに通報し、連携した対応を行う。当然、高山市教育委員会への報告及び指導を受けつつ、適切な組織対応を図る。

【「犯罪性」をもつ行為である重大事態のフローチャート】



7. いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容（例）	備考
4 月	・ ひびきあい活動（毎朝：国府小ストップいじめ宣言朗誦） ・ 職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等） ・ 高山市いじめ問題対策協議会における取り組みを全職員で共有 ・ P T A総会で「方針」説明（保護者向けネットいじめ研修を含む） ・ 学校運営協議会等（「いじめ未然防止・対策委員会」を兼ねる）	「方針」の見直しと確認。 ※気になることはすぐに教育相談主任と連携しながら相談の場を適宜設ける。
5 月	・ ひびきあい活動（毎朝：国府小ストップいじめ宣言朗誦） ・ 心のアンケート（拡大版）の実施 ・ 教育相談（担任、全児童対象、マイサポーターの設定、声かけ） ※生徒指導連携委員会は隔週で実施し、実態把握と情報の共有に努める	
6 月	・ 学校だより、W e b ページ等による「方針」等の掲載を伝達 ・ ひびきあい活動（毎朝：国府小ストップいじめ宣言朗誦） ・ いじめ未然防止に向けた「ひびきあい集会」（児童会・生徒会主催によるいじめ防止の取組について） ・ 児童生徒向け情報モラルの学習①	
7 月	・ ひびきあい活動（毎朝：国府小ストップいじめ宣言朗誦） ・ 校内「いじめ未然防止・対策委員会」の開催 ・ 職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・ 「あったかい言葉かけ」運動参加（あったかい言葉の募集）	夏季休業中の指導 ・ 第 1 回県いじめ調査
8 月	・ ひびきあい活動（毎朝：国府小ストップいじめ宣言朗誦） ・ 学級人権宣言朗誦 ・ 職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会） ・ 校内「いじめ未然防止・対策委員会」の開催（1 学期の取組の評価） ・ 学校運営協議会（「いじめ未然防止・対策委員会」を兼ねる）	
9 月	・ ひびきあい活動（毎朝：国府小ストップいじめ宣言朗誦） ・ 学級人権宣言朗誦 ・ 学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・ 高山市いじめ問題対策協議会での中間研究を全職員で共有	
1 0 月	・ ひびきあい活動（毎朝：国府小ストップいじめ宣言朗誦） ・ 学級人権宣言朗誦 ・ 学年会（いじめ防止対策の取組についての中間交流） ・ 心のアンケート（拡大版）の実施 ・ 教育相談（全児童対象、担任でもマイサポーターでもよい）	
1 1 月	・ ひびきあい活動（毎朝：国府小ストップいじめ宣言朗誦） ・ 学級人権宣言朗誦 ・ 「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組） ・ 児童生徒向け情報モラルの学習② 「ストップ！いじめ宣言」強化月間	
1 2 月	・ ひびきあい活動（毎朝：国府小ストップいじめ宣言朗誦） ・ 学級人権宣言朗誦 ・ 「ひびきあいの日」（取組のまとめ発表） ・ 校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施	冬季休業中の指導 ・ 第 2 回県いじめ調査
1 月	・ ひびきあい活動（毎朝：国府小ストップいじめ宣言朗誦）	

	・学級人権宣言朗読 ・「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」 ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・教職員による次年度の取組計画	
2月	・ひびきあい活動（毎朝：国府小ストップいじめ宣言朗読） ・学級人権宣言朗読 ・児童会の取り組みのまとめ ・学校運営協議会（「いじめ未然防止・対策委員会」を兼ねる） ・心のアンケート（記名式）の実施	
3月	・ひびきあい活動（毎朝：国府小ストップいじめ宣言朗読） ・学級人権宣言朗読 ・第3回「教職員の取組評価アンケート」（学校1年間）文面による評価 ・学校だより等による次年度の取組等の説明	年度代わりの休み中の指導 ・第3回県いじめ調査（国の調査を兼ねる） 次年度への引き継ぎ

※いじめ調査アンケート（心のアンケート通常版）を毎月1回実施（記名・記述式）

※職員による児童理解研究会を年2回実施

8. 学校評価における留意事項

・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見の取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

9. 個人情報等の取扱い

○ 個人調査（アンケート等）について

・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、5年間保存する。（方針に明記しない場合においても、学校の内規として明確に定めておく。）

- ・平成27年4月改定
- ・平成29年4月改定
- ・平成30年4月改定
- ・平成31年4月改定
- ・令和2年4月改定
- ・令和3年4月改定
- ・令和4年4月改定
- ・令和5年4月改定
- ・令和6年4月改定
- ・令和7年4月改定